

監理技術者又は主任技術者となり得る国家資格等

建設業の種類			土木	建築	大工	左官	とび・土工	石	屋根	電気	管	タイル・れんが・ブロック	鋼構造物	鉄筋	舗装	しゅんせつ	板金	ガラス	塗装	防水	内装仕上	機械器具設置	熱絶縁	電気通信	造園	さく井	建具	水道施設	消防設備	解体※1
資格区分																														
建設業法（技術検定）	1級建設機械施工技士		◎				◎								◎															
	2級建設機械施工技士（第1種～第6種）		○				○								○															
	1級土木施工管理技士		◎				◎◎						◎	◎◎					◎									◎		◎※2
	2級土木施工管理技士	種別	土	木			○	○					○	○	○													○		○※2
			鋼構造物塗装																○											
			薬液注入					○																						
	1級建築施工管理技士			◎◎◎◎◎◎									◎◎◎				◎◎◎◎◎						◎				◎			◎※2
	2級建築施工管理技士	種別	建	築	○																									○※2
			躯体			○	○						○	○	○															○※2
			仕上げ			○	○	○	○				○					○	○	○	○	○	○				○			○※2
	1級電気工事施工管理技士									◎																				
	2級電気工事施工管理技士									○																				
	1級管工事施工管理技士										◎																			
	2級管工事施工管理技士									○																				
	1級電気通信工事施工管理技士																							◎						
	2級電気通信工事施工管理技士																							○						
	1級造園施工管理技士																								◎					
	2級造園施工管理技士																								○					
建築士法（建築士試験）	1級建築士			◎◎					◎				◎◎								◎									
	2級建築士			○	○				○				○								○									
	木造建築士				○																									
（技術士法）	建設（「鋼構造及びコンクリート」を除く）・総合技術監理「建設」（鋼構造及びコンクリートを除く）		◎				◎		◎					◎◎											◎					◎※2
	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理「建設－鋼構造及びコンクリート」		◎				◎		◎				◎	◎◎											◎					◎※2
	農業「農業土木」・総合技術監理「農業－農業土木」		◎				◎																							
	電気電子・総合技術監理「電気電子」									◎														◎						
	機械（「流体工学」「熱工学」を除く）・総合技術監理「機械」（流体工学、熱工学を除く）																					◎								
	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理「機械－流体工学」又は「機械－熱工学」										◎											◎								
	上下水道（「上水道及び工業用水道」を除く）・総合技術監理「上下水道」（上水道及び工業用水道を除く）										◎																◎			
	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理「上下水道－上水道及び工業用水道」										◎															◎	◎			
	水産「水産土木」・総合技術監理「水産－水産土木」		◎				◎									◎														
	森林「林業」・総合技術監理「森林－林業」						◎																	◎						
	森林「森林土木」・総合技術監理「森林－森林土木」		◎				◎																	◎						
	衛生工学（「水質管理」「廃棄物管理」を除く）・総合技術監理「衛生工学」（水質管理、廃棄物管理を除く）										◎																			
	衛生工学「水質管理」・総合技術監理「衛生工学－水質管理」										◎																◎			
	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理「衛生工学－廃棄物管理」										◎																◎	◎		
電気工事士法（電気工事士試験）	第1種電気工事士								○																					
	第2種電気工事士【実務経験3年】								○																					
電気事業法（電気主任技術者国家試験等）	電気主任技術者（第1種～第3種）【実務経験5年】								○																					
電気通信事業法（電気通信主任技術者試験）	電気通信主任技術者【実務経験5年】																							○						
水道法（給水装置工事主任技術者試験）	給水装置工事主任技術者【実務経験1年】									○																				
消防法（消防設備士試験）	甲種 消防設備士																											○		
	乙種 消防設備士																											○		

◎：監理技術者及び主任技術者（又は特定建設業及び一般建設業の営業所専任技術者）となり得る国家資格等
○：主任技術者（又は一般建設業の営業所専任技術者）となり得る国家資格等

指定建設業（7業種）

建設業の種類																														
		土木	建築	大工	左官	とび・土工	石	屋根	電気	管	タイル・れんが・ブロック	鋼構造物	鉄筋	舗装	しゅんせつ	板金	ガラス	塗装	防水	内装仕上	機械器具設置	熱絶縁	電気通信	造園	さく井	建具	水道施設	消防設備	清掃施設	解体※1
資格区分																														
職業能力開発促進法（技能検定）	建築大工			○																										
	型枠施工			○		○																								
	左官				○																									
	とび・とび工					○																								○※3
	コンクリート圧送施工					○																								
	ウェルポイント施工					○																								
	冷凍空調和機器施工・空気調和設備配管								○																					
	給排水衛生設備配管								○																					
	配管（選択科目「建築配管作業」）・配管工								○																					
	建築板金「ダクト板金作業」							○		○							○													
	タイル張り・タイル張り工									○																				
	築炉・築炉工・れんが積み									○																				
	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工							○		○																				
	石工・石材施工・石積み							○																						
	鉄工（選択科目「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」）・製罐										○																			
	鉄筋組立て・鉄筋施工（選択科目「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」）											○																		
	工場板金																	○												
	板金（選択科目「建築板金作業」）・建築板金（選択科目「内外装板金作業」）・板金工（選択科目「建築板金作業」）								○									○												
	板金・板金工・打出し板金																	○												
	かわらぶき・スレート施工							○																						
	ガラス施工																	○												
	塗装・木工塗装・木工塗装工																		○											
	建築塗装・建築塗装工																		○											
	金属塗装・金属塗装工																		○											
	噴霧塗装																		○											
	路面標示施工																		○											
	畳製作・畳工																				○									
	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工																			○										
	熱絶縁施工																					○								
	建具製作・建具工・木工（選択科目「建具製作作業」）・カーテンウォール施工・サッシ施工																						○				○			
	造園																							○						
	防水施工																			○										
	さく井																									○				

※ 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。
ただし、平成16年4月1日時点で合格していた者は実務経験1年以上。

（注1）解体工事業の欄に記載の注記（※印）について

- ※1：経過措置として、平成28年6月1日時点において現にとび・土工事業の技術者に該当する場合は、平成33年3月末までの間に限り、解体工事業の技術者とみなされます。
- ※2：技術検定に係る資格は平成27年度までの合格者について、技術士試験に係る資格は当面の間、資格とは別に、解体工事に関する1年以上の実務経験を有している又は登録解体工事講習を受講していることが必要です。上記いずれかの要件を満たさない場合は経過措置に該当し、※1と同様の取扱いとなります（2級建築施工管理技士（建築）については、平成28年6月1日時点において現にとび・土工事業に係る有資格者ではないため、経過措置の適用はありません）。〔登録解体工事講習とは、解体工事に関し必要な知識及び技術又は技能に関する講習であって国土交通大臣の登録を受けたものをいいます。〕
- ※3：2級合格者のうち、平成28年6月1日時点において現に有するとび工事に関しての所定の実務経験をもって解体工事業の技術者となる場合は経過措置該当となり、※1と同様の取扱いとなります。

◎：監理技術者及び主任技術者（又は特定建設業及び一般建設業の営業所専任技術者）となり得る国家資格等
○：主任技術者（又は一般建設業の営業所専任技術者）となり得る国家資格等

指定建設業（7業種）

建設業の種類 資格区分		土木	建築	大工	左官	とび・土工	石	屋根	電気	管	タイル・レンガ・ブロック	鋼構造物	鉄筋	舗装	しゅんせつ	板金	ガラス	塗装	防水	内装仕上	機械器具設置	熱絶縁	電気通信	造園	さく井	建具	水道施設	消防設備	清掃施設	解体※1
登録基幹技能者講習（注2）	登録電気工事基幹技能者								○														○							
	登録橋梁基幹技能者					○						○																		
	登録造園基幹技能者																							○						
	登録コンクリート圧送基幹技能者					○																								
	登録防水基幹技能者																			○										
	登録トンネル基幹技能者					○																								
	登録建設塗装基幹技能者																	○												
	登録左官基幹技能者				○																									
	登録機械土工基幹技能者					○																								
	登録海上起重基幹技能者															○														
	登録PC基幹技能者					○							○																	
	登録鉄筋基幹技能者												○																	
	登録圧接基幹技能者												○																	
	登録型枠基幹技能者			○																										
	登録配管基幹技能者									○																				
	登録薦・土工基幹技能者					○																								
	登録切断穿孔基幹技能者					○																								
	登録内装仕上工事基幹技能者																				○						○			
	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																										○			
	登録エクステリア基幹技能者						○	○				○																		
	登録建築板金基幹技能者								○								○													
	登録外壁仕上基幹技能者				○														○	○										
	登録ダクト基幹技能者									○																				
	登録保温保冷基幹技能者																					○								
	登録グラウト基幹技能者						○																							
	登録冷凍空調基幹技能者									○																				
	登録運動施設基幹技能者					○								○											○					
	登録基礎工基幹技能者					○																								
	登録タイル張り基幹技能者											○																		
	登録標識・路面標示基幹技能者						○												○											
	登録消火設備基幹技能者																											○		
	登録建築大工基幹技能者			○																										
	登録硝子工事基幹技能者																○													
その他	地すべり防止工事士【実務経験1年】					○																			○					
	基礎施工士（基礎ぐい工事）					○																								
	建築設備士【実務経験1年】								○	○																				
	計装士【実務経験1年】								○	○																				
	解体工事施工士																													

（注2）登録基幹技能者について

※建設業法施行規則第18条の3第2項第2号の登録基幹技能者講習を修了した者をいい、単一の建設業の種類における実務経験を10年以上有する場合について、当該建設業の種類における技術者として認められます。

※なお、平成30年4月1日の施行以前に講習を修了した者のうち、対応する建設業の種類に関して10年以上の実務経験を有していない者については、実務経験年数を10年以上有するに至った時点で当該要件を満たすものし、実務経験を有する建設業の種類について建設業法第26条第1項に定める主任技術者の要件を満たすと認められることが講習修了証に記載されていることで確認を行います。